

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 (申請の該当する□にレを記入)  建築物の一部 (住戸の部分)  
 建築物の一部 (非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：  
 (該当する□にレを記入)  モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m <sup>2</sup>	別表 172 の 4 の項 1 の (1) 円	別表 172 の 4 の項 2 の (1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表 172 の 4 の項 1 の (2) の ア 円	別表 172 の 4 の項 2 の (2) の ア 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く m <sup>2</sup>	別表 172 の 4 の項 1 の (2) の イ の (ア) 円 (a')	別表 172 の 4 の項 2 の (2) の イ の (ア) 円 (A')
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表 172 の 4 の項 1 の (2) の イ の (イ) 円 (b')	別表 172 の 4 の項 2 の (2) の イ の (イ) 円 (B')
	合計 m <sup>2</sup>	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都板橋区手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項の規定において準用する第 35 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都板橋区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。